

4 生活環境保全分野の取組の方向

生活環境に関わる環境問題への対策を進めるとともに、ごみの排出が適切に行われ、ごみの収集・処理も適正に行われることによりまちの環境美化を推進します。そして、安全・安心に暮らせる環境の確保を目指します。

《基本目標 4》

生活環境をきれいに保ち、安全・安心に暮らせるまち

関連する SDGs



(1) 市民アンケートに見る方向性

2023(令和5)年度に実施した市民アンケートから、生活環境保全分野における現状と課題が見えてきました。そこから本市が取り組む施策の方向性として「環境汚染を防ぎ、騒音や地盤沈下等の問題解決を図る」「ごみを正しく処理し、環境美化に取り組む」の2つを基本方針とします。

2つの基本方針のもとに掲げる施策の展開を見ていく前に、市民アンケートの質問・回答内容を振り返っていきます。



河川の水質調査

市民アンケートの中で、良好な生活環境の保全・確保に向けて重点的に進めるべき取組について選択してもらった結果、図14のような回答となりました。

回答の多いものから、「安全な歩行環境の確保」「公共交通の充実」「下水道等の整備・普及」「ポイ捨て・不法投棄の防止」「空き地・空き家の環境保全対策」「水質汚濁防止等水環境の保全」の順となっています。

生活環境に関わるものとしては、回答の多いものから「下水道等の整備・普及」「ポイ捨て・不法投棄の防止」「空き地・空き家の環境保全対策」「水質汚濁防止等水環境の保全」の順となっており、本市の特徴である水辺の環境やささいなまちの景観を保全することが求められます。また、近年増加傾向にある空き地・空き家対策も重要になってくると考えられます。

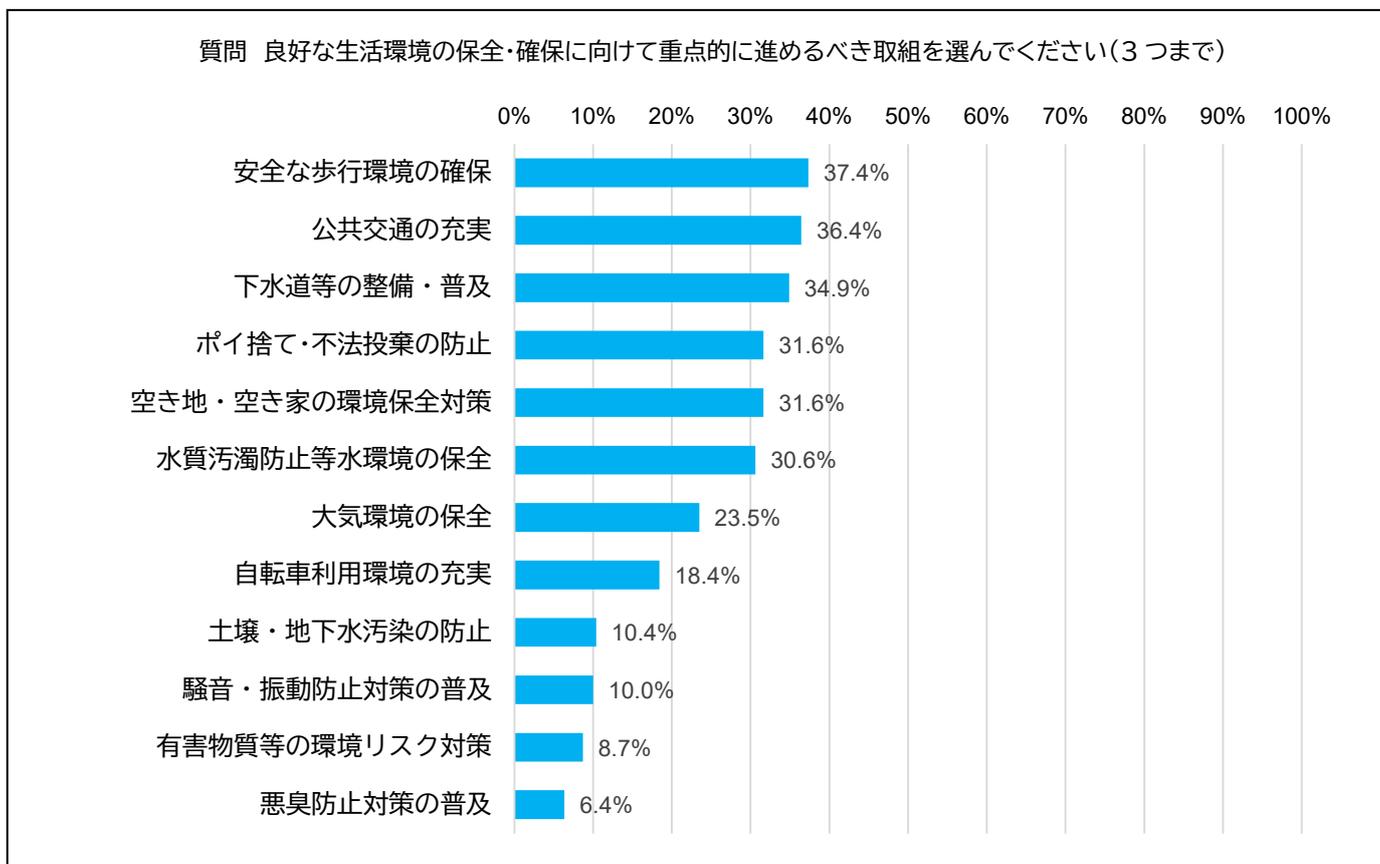


図14 市民アンケート結果

(2) 施策の展開

ここでは、生活環境分野の基本目標 4 「生活環境をきれいに保ち、安全・安心に暮らせるまち」の実現に向けて、市民アンケートの結果から基本方針、その方針に基づく基本施策とそれらを具体化する取組の方向性を示しています。

基本方針 4-1 環境汚染を防ぎ、騒音や地盤沈下等の問題解決を図る

安全・安心な暮らしには、大気汚染や水質汚濁、有害物質による環境汚染を防ぎ、騒音・振動や地盤沈下、悪臭の問題を解決していく必要があります。前計画の中でも、これらの問題に取り組み、一定の成果をあげてきました。

本計画においても「大気汚染・悪臭の防止」「水質汚濁の防止」「騒音・振動、地盤沈下等への対策の推進」「有害物質対策の推進」の 4 つの基本施策について、市・市民・事業者がそれぞれの取組を推進することで基本方針の実現を図ります。

《基本施策 4-1-1》 大気汚染・悪臭の防止

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所の排出ガス・悪臭対策を促進する。 ◆ 大気環境の監視を行う。 ◆ 適正でない野外焼却(野焼き)、自家焼却の防止を図る。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 近隣に迷惑となる臭気を出さないように心がける。 ◇ 野外焼却(野焼き)に関する規制を守る。 ◇ 大気汚染・悪臭の防止を推進する取組を行う。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 公害対策を適切に実施する。 • 事業活動から悪臭の被害が発生しないように対策を実施する。 • 野外焼却(野焼き)に関する規制を守る。 • 有害物の流出・拡散がないよう、防止策・安全策を実施する。 • 大気汚染・悪臭の防止を推進する取組を行う。

《基本施策 4-1-2》 水質汚濁の防止

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所の排水対策を促進する。 ◆ 生活排水対策を促進する。 ◆ 水質の監視を行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 下水道や農業集落排水が整備されたところではそれらを利用する。 ◇ 下水道や農業集落排水が整備されないところでは合併処理浄化槽※を利用し、適切な維持管理を行う。 ◇ 家庭で出た油などはそのまま流さず、ふき取りを行う。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 公害対策を適切に実施する。 • 有害物の流出・拡散がないよう、防止策・安全策を実施する。 • 下水道や農業集落排水が整備されたところではそれらを利用する。 • 下水道や農業集落排水が整備されないところでは合併処理浄化槽※を利用し、適切な維持管理を行う。

《基本施策 4-1-3》 騒音・振動、地盤沈下等への対策の推進

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所、土木・建設作業などからの騒音・振動対策を促進する。 ◆ 交通騒音・振動の監視を行う。 ◆ 地盤の状況を把握する。 ◆ 地下水の適正利用を促進する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 近隣に迷惑となる音を出さないように心がける。 ◇ 吸音や遮音などの防音対策に努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 公害対策を適切に実施する。 • 事業活動から騒音や振動の被害が発生しないように対策を実施する。 • 地下水の使用の抑制に心がける。

《基本施策 4-1-4》 有害物質対策の推進

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 土壌汚染対策を促進する。 ◆ 化学物質の適正な管理を促進する。 ◆ 環境中の化学物質を把握する。 ◆ アスベスト※対策を促進する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 有害物質が含まれる製品を買わない。 ◇ 有害物質が含まれる製品を廃棄するときは、適切に廃棄する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 公害対策を適切に実施する。 • 有害物の流出・拡散がないよう、防止策・安全策を実施する。



整備が進む下水道

農業集落排水の整備
(外国府間・高須賀外野地区農業集落排水処理場)

基本方針 4-2 ごみを正しく処理し、環境美化に取り組む

身近な環境をきれいに保つことは、くらしの快適さと安全・安心に必要です。散乱ごみや投棄物、空き地・空き家の管理不全などは、解決が難しく常に関心の高い問題となっており、前計画においても様々な美化対策や啓発活動を実施してきました。

本計画においても、「不法投棄等対策の推進」「環境美化の推進」「適切にごみ処理の推進」の3つの基本施策について、市・市民・事業者がそれぞれの取組を推進することで基本方針の実現を図ります。

《基本施策 4-2-1》 不法投棄等対策の推進

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不法投棄防止対策を推進する。 ◆ 残土や再生土等の適正管理を推進する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 近隣に迷惑となる散乱物・放置物などを出さないように心がける。 ◇ ごみのポイ捨てや不法投棄をせず、環境美化に努める。 ◇ たばこの吸い殻は灰皿などの適切な場所へ処理する。 ◇ 地域の清掃活動などに関心を持ち、積極的に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動から発生したごみは、処理業者、処分ルート、処理方法などについて責任をもって把握し、不法投棄や不適正処理を防止する。 ● 土砂や産業廃棄物などの処理を適切に実施する。 ● 清掃活動の実施など、事業所周辺の環境美化に努める。



犬のしつけ方教室

《基本施策 4-2-2》 環境美化の推進

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 美化活動の充実を図る。 ◆ 空き地、空き家、空き店舗に関する対策を推進する。 ◆ 環境保全のためパトロールを実施する。 ◆ ペットの飼い方、飼い主のマナーの啓発を行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 近隣に迷惑となる散乱物・放置物などを出さないように心がける。 ◇ ごみのポイ捨てや不法投棄をせず、環境美化に努める。 ◇ たばこの吸い殻は灰皿などの適切な場所へ処理する。 ◇ ペットの排せつは自宅で行うようにしつけるなど周囲の迷惑にならない飼い方をする。 ◇ ペットの糞は持ち帰るなど生活環境を汚さないようにする。 ◇ 地域の清掃活動などに関心を持ち、積極的に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 事業活動から発生したごみは、処理業者、処分ルート、処理方法などについて責任をもって把握し、不法投棄や不適正処理を防止する。 • 土砂や産業廃棄物などの処理を適切に実施する。 • 清掃活動の実施など、事業所周辺の環境美化に努める。

《基本施策 4-2-3》 適切なごみ処理の推進

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 廃棄物等の適正処理を推進する。 ◆ 適切なごみ出しの徹底を図る。 ◆ 安定的なごみ処理体制の構築を推進する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 近隣に迷惑となる散乱物・放置物などを出さないように心がける。 ◇ ごみの分別の区分や出し方のルールを守る。 ◇ たばこの吸い殻は灰皿などの適切な場所へ処理する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 事業活動から発生したごみは、処理業者、処分ルート、処理方法などについて責任をもって把握し、不法投棄や不適正処理を防止する。 • 土砂や産業廃棄物などの処理を適切に実施する。